

道路反射鏡（カーブミラー）設置等基準

令和4年11月

田原本町

1 はじめに

本基準は、田原本町が、カーブミラーを設置する場合に適用するものです。

カーブミラーは、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点・カーブにおいて、自動車の直接目視確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置するものです。

遠近感が分かりにくい等の鏡の特性上のデメリットに加え、鏡のみを注視することによる歩行者巻き込み事故の危険性について警察からの指摘もあることから、設置については慎重に判断しております。

あくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則ですので、カーブミラーを過信せず直接目視での安全確認を確実に行うことが大切です。

2 カーブミラーの特性について

カーブミラーには次のような性質があり、歩行者・自転車にとってはかえって危険になることもあるため、適切な安全確認位置からの直接目視による確認が困難な箇所のみ、設置を検討しています。

- (1) カーブミラーで見えない部分（死角）があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。（次ページ図参照）
- (2) 接近車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反をまねきやすい。
- (3) カーブミラーに映る車は小さく見え遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかみづらい。
- (4) カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱をまねきやすい。

※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置の理由となりません。

事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

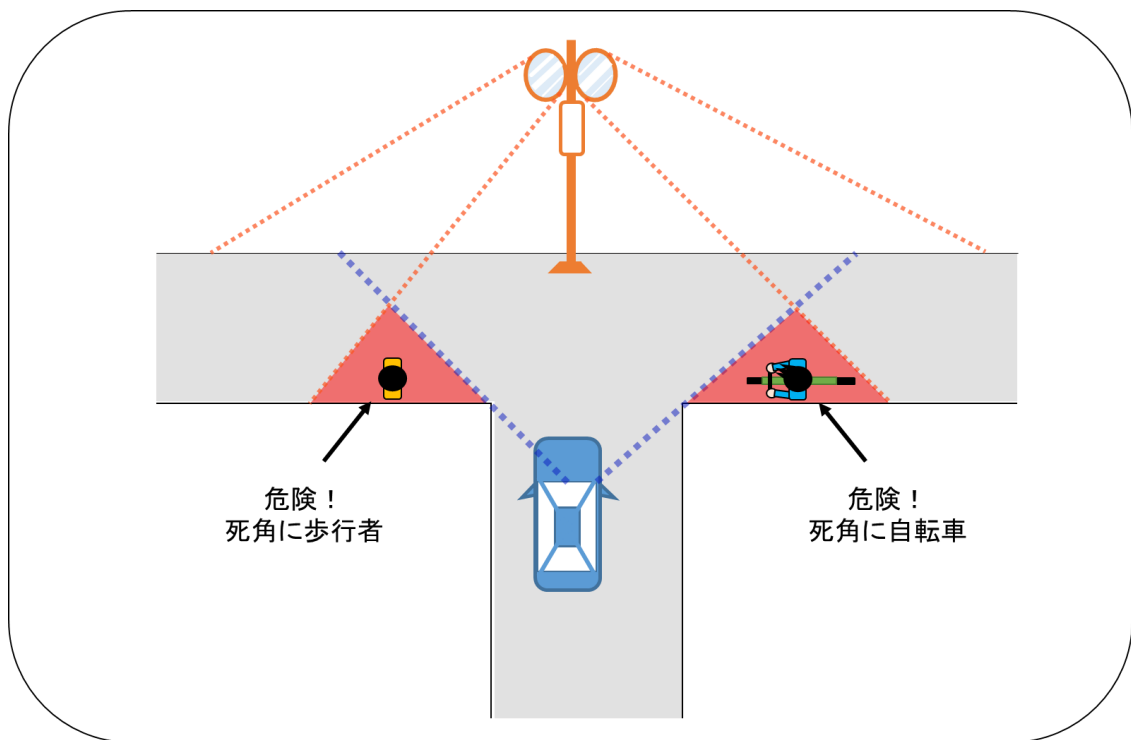


図 死角の解説図

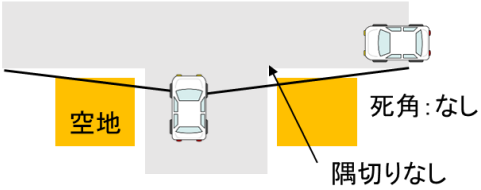
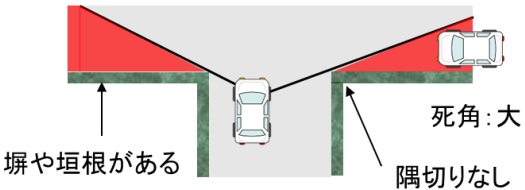
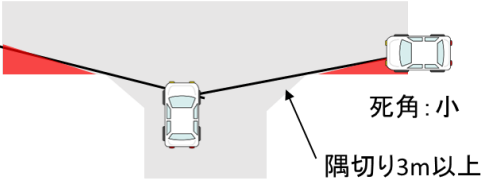
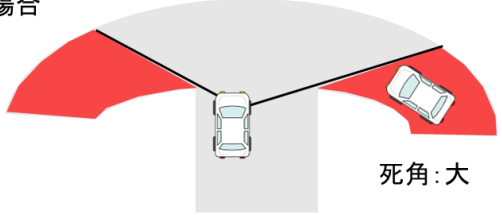
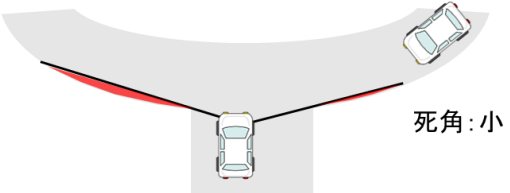
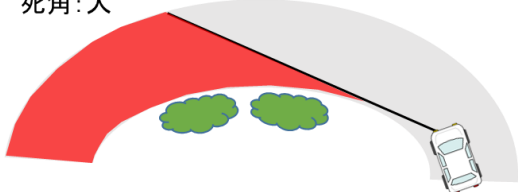
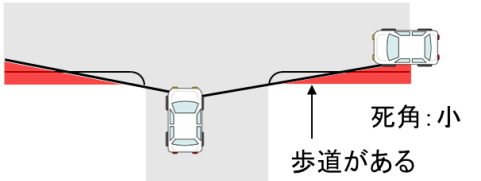
3 カーブミラーの設置基準について

カーブミラーには前記のような特性があるため、自治会の要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで設置を検討しています。そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置の要望に沿えないことがあります。

また自動車ではなく、歩行者等の安全を最優先としており、直接目視が困難な場合でも、通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置による歩行者等への危険性を重視し、設置を見送る場合があります。

カーブミラーの新規設置に関して、現地確認を行い、原則として次のような基準により判断しています。

(1) 交差点などにおける一般的な設置判断基準

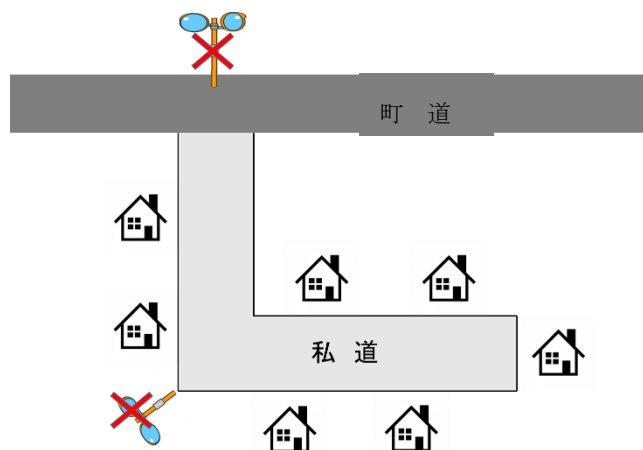
<p>設置できないと判断する場合 × (法令等に定められた通行を行えば危険が除去できる)</p>	<p>設置できると判断する場合 ○</p>
<p>(1) 空地などの土地利用形態により、見通しが確保されている場合</p> 	<p>(1) 民地境界内の塀や垣根などにより、見通しが確保できない場合</p> 
<p>(2) 隅切りが3m以上あり、見通しが確保されている場合</p> 	<p>(2) 内へカーブしており、見通しが確保できない場合</p> 
<p>(3) 外へカーブしており、見通しが確保されている場合</p> 	<p>(3) 急カーブで、見通しが確保できない場合</p> 
<p>(4) 歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合</p> 	

(2) カーブミラーを設置しない場所

①町道と私道の交差点及び私道内

公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。

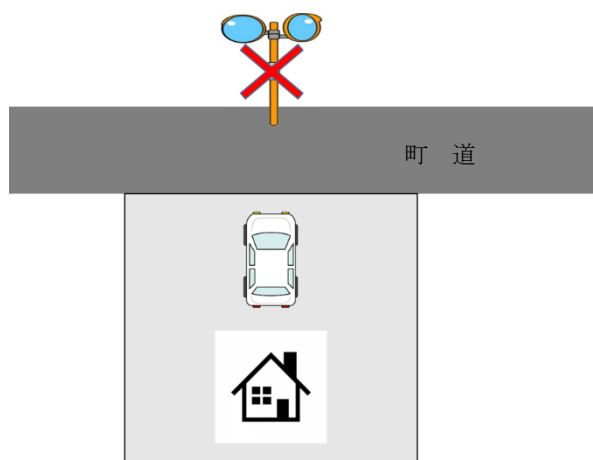
なお、私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります。(道路交通法第 17 条)



②個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入口

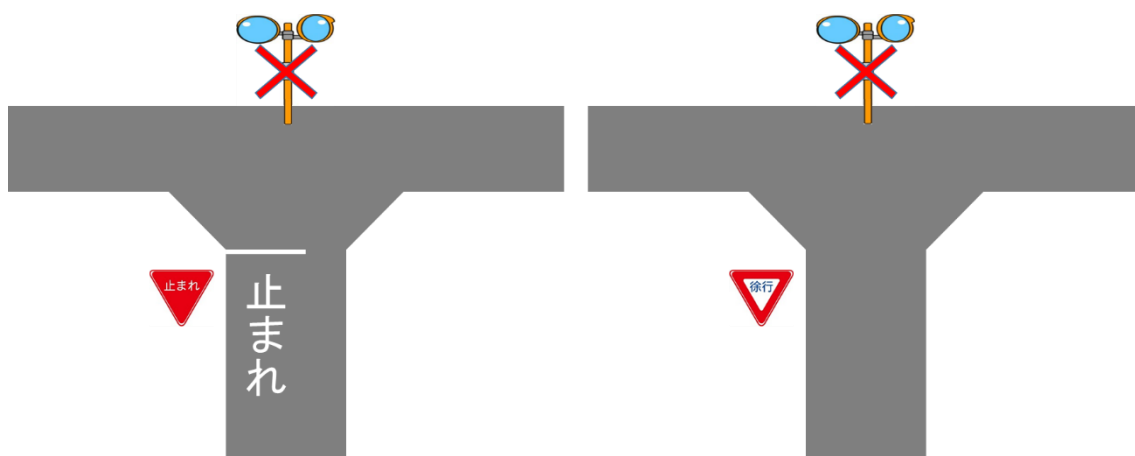
公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。

なお、私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります。(道路交通法第 17 条)



③ 「止まれ」や「徐行」等の道路交通法により規制がある交差点

カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、設置する以前より重大事故の発生が危惧されることから、原則、設置しません。ただし、極めて見通しの悪い箇所においては、カーブミラーを設置する場合がありますが、その箇所において一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合、速やかにカーブミラーを撤去します。



④ 駐車場にある自動車等の可動物が原因で見通しが悪い場所

見通しの悪い時間が一時的なため、設置しません。

⑤ 法定外公共物同士の交差点、町道と法定外公共物の交差点

公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。

4 設置条件について

設置条件は道路用地内とし、設置箇所に隣接する土地所有者の同意があること。

5 設置の要望の手続きについて

以上のことをご理解いただき、お住まいの自治会（自治会長等の代表者）を通じて、担当課（まちづくり建設課）へ要望書及び設置箇所の位置図等の提出をしてください。